する。

この法律は、

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

その結果に基づいて定めるものとする。

- 2 は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑り選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人、信託監督人又は受益権原簿管理人、受益証券発行信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令によ を科すべきときは、この限りでない。
- 項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。 六条の受益権原簿を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事 第百二十条の議事録 (信託行為に第二百十四条の別段の定めがない場合に限る。)又は第百八十
- 二 第百八十七条第一項又は第二百二条第一項の規定に違反して、書面の交付又は電磁的記録の提 供を拒んだとき。
- 第二百七条の規定に違反して、遅滞なく、受益証券を発行しなかったとき。第百九十条第一項の規定に違反して、第百八十六条の受益権原簿を備え置かなかったとき、
- 五 四 第二百九条の規定に違反して、受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした
- 百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 任された受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人は、次のいずれかに該当する場合には、 限定責任信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選
- 第二百二十二条第二項の会計帳簿、同条第三項の貸借対照表又は同条第四項若しくは第七項の 第九章第三節の規定による登記をすることを怠ったとき。
- べき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又はこれらに記載し、若しくは記録す 清算の結了を遅延させる目的で、第二百二十九条第一項の期間を不当に定めたとき。
- より選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人又は信託監督人は、第二百五十条会計監査人設置信託の受託者、信託財産管理者、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令に 第三項の規定に違反して、会計監査人の選任の手続をすることを怠ったときは、百万円以下の過料 第二百三十条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。
- 第二百七十一条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。 に処する。 ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
- いなかった者 第二百十八条第一項の規定に違反して、 限定責任信託の名称中に限定責任信託という文字を用

官

- その名称又は商号中に使用した者(第二百十八条第二項の規定に違反して、) 限定責任信託であると誤認されるおそれのある文字を
- 三 第二百十八条第三項の規定に違反して、 称又は商号を使用した者 他の限定責任信託であると誤認されるおそれのある名
- (自己信託に関する経過措置)
- 2 第三条第三号の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、 適用.
- (受益者の定めのない信託に関する経過措置)
- 礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。 は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基・受益者の定めのない信託(学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。) 宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、

内閣総理大臣 法務大臣 安 長 倍 勢 晋 甚 三 遠

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

## 名 璽

御

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣

安倍

晋三

法律第百九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(旧信託法の一部改正)

第

条 信託法 (大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

公益信託二関スル法律

第一条及び第二条を次のように改める

第一条 信託法(平成十八年法律第百八号)第二百五十八条第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託 ノ (以下公益信託ト謂フ) ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル **ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモ** 

第二条 信託法第二百五十八条第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、 効力ヲ生ゼズ 宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ 技芸、慈善、祭祀、

公益信託ノ存続期間ニ付テハ信託法第二百五十九条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三条から第六十六条までを削る。

第六十七条を第三条とし、第六十八条を削る。

第七十条中「条項ノ変更ヲ為ス」を「変更ヲ命ズル」に改め、 第六十九条第二項中「受託者」を「公益信託ノ受託者」に改め、 同条に次の一項を加える。 同条を第四条とする。

公益信託二付テハ信託法第百五十条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス 第七十条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。 公益信託二付信託ノ変更 (前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク) 又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割

第七十一条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八条 公益信託二付テハ信託法第二百五十八条第一項二規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同 用スル場合ヲ含ム)、第六十三条第一項、第七十四条第二項及第百二十三条第四項ニ規定スル権八条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第六十二条第四項 (同法第百二十九条第一項ニ於テ準 五十八条第四項 ( 同法第七十条 ( 同法第七十四条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム ) 及第百二十 法二規定スル裁判所ノ権限 ( 次二掲グル裁判二関スルモノヲ除ク) 八主務官庁ニ属ス但シ同法第

信託法第百五十条第一項ノ規定ニ依ル信託ノ変更ヲ命ズル裁判

限二付テ八職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

- ノ規定二依ル保全処分ヲ命ズル裁判及同法第百七十三条第一項ノ規定ニ依ル新受託者ノ選任ノ 信託法第百六十六条第一項ノ規定二依ル信託ノ終了ヲ命ズル裁判、同法第百六十九条第一項
- 信託法第百八十条第一項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判
- 信託法第二百二十三条ノ規定二依ル書類ノ提出ヲ命ズル裁判

四三

信託法第二百三十条第二項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

第七十二条を削る。

スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタル」に改め、同条を第九条とする。 第七十四条を第十条とし、第七十五条を第十一条とし、 第七十三条中「終了」を「ノ終了」に、信託財産ノ帰属権利者ナキ」を「帰属権利者ノ指定二関 同条の次に次の一条を加える。